

筑紫野市下水道排水設備技術・施工基準

昭和 58 年 12 月 1 日 施 行
平成 7 年 10 月 1 日 改 訂
平成 17 年 3 月 1 日 改 訂
平成 19 年 4 月 1 日 改 訂
平成 20 年 3 月 26 日 改 訂
令和 5 年 4 月 1 日 改 訂

I. 総則

1. 目的

この基準は下水道法、下水道法施行令、筑紫野市下水道条例、筑紫野市下水道条例施行規程に基づき排水設備（水洗便所を含む）の設計及び施工についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完成検査の適正な施行を図ることを目的とする。なお、この基準に定めのない事項については、「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会）の基準に準ずること。ただし、この基準で定めるものについて管理者が変更を認めた場合はこの限りではない。

2. 排水設備の概要

排水設備は、個人や事業所等が所有する土地や建物等から発生する下水を公共下水道に流入させるために必要な施設であり、その設置や維持管理については、個人又は事業所等が行うことになる。しかし、その構造や機能が適正を欠くと、公共下水道の目的としている都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共水域の水質の保全に資することはできない。このため、下水道法や建築基準法等の法令や条例等で、その設置について規定している。

また、排水設備は、私有地内に設置されるものであり、公共下水道と比較して小規模であるが、その目的や使命は、公共下水道と何ら変わるものでないため、排水設備は関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計・施工を心がけなければならない。

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは土地及び建物から排出される下水を排水施設（下水道・水路等）に流入させるために必要な排水管渠その他の排水設備（し尿浄化槽を除く）を新設、増設、改造及び修繕する工事をいう。

(2) 排水設備の設置義務者

公共下水道の供用が開始された場合、排水設備の設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。（下水道法第 10 条第 1 項）

排水設備の設置義務者は、次のとおり定められている。

- ① 建築物の敷地である土地にあつては、その建築物の所有者。
- ② 建築物の敷地でない土地（③を除く。）にあつては、その土地の所有者。
- ③ 道路（道路法による「道路」をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、その公共施設を管理すべき者。

なお、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、処理開始の公示の日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない。（下水道法第11条の3第1項）

4. 下水の種類

汚 水 水洗便所・台所・風呂場等の生活もしくは事業に起因し、もしくは付随する廃水をいい、原則として次の分類表のとおりとする。

雨 水 降雨・雪解け水など汚水以外の排水をいい、原則として次の分類表のとおりとする。

下水道法上の分類		発生形態による分類	下水の種類
下 水	汚 水	生活もしくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑 排 水
			工場・事業場排水
	雨 水	自然現象に起因	湧 水
			降雨、雪解け水